

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都清瀬市旭が丘二丁目336番地の1

氏名 クリーンサービス株式会社
代表取締役 佐藤 高紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 2月21日

許可の有効年月 令和 9年 9月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)、がれき類(*) 以上11種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

【事業場①】燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上10種類

【事業場②】廃油、廃プラスチック類 (#1)（廃蛍光灯ランプ、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。）、金属くず (#1)（廃蛍光灯ランプ、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず (#1)（廃蛍光灯ランプ、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。） 以上4種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

【事業場①】埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原587番1、587番5 以上2筆
(面積3,023.00㎡)【事業場②】埼玉県深谷市長在家字笹原2473番1、2474番2 以上2筆
(面積2,342.81㎡)

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成5年9月28日	指令廃対第619号	新規許可
平成5年11月5日	指令廃対第939号	変更許可(組織及び保管面積)
平成26年12月9日	指令廃対第849-1号	変更許可(取り扱える1種類の追加)
令和2年9月30日	指令西環第1-8号	更新許可(優良認定)
令和5年2月21日	指令産廃第1004-1号	変更許可(事業場②の追加)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
繊維くず（畳に限る。） 以上1種類	16.8㎡	2.5m （屋外）	28.9㎡
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類	20.0㎡	2.5m （屋外）	31.9㎡
汚泥 以上1種類	40.0㎡	1.4m （屋外）	56.0㎡
がれき類 以上1種類	35.0㎡	3.0m （屋外）	60.0㎡
がれき類 以上1種類	35.0㎡	3.0m （屋外）	60.0㎡
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類	20.0㎡	2.0m （屋外）	20.0㎡
燃え殻 以上1種類	29.3㎡	1.4m （屋外）	41.1㎡
紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類	76.0㎡	3.0m （屋外）	142.5㎡

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃油 以上1種類	3.6㎡	1.2m （屋内）	0.6㎡ （200Lドラム缶×3個）
廃油 以上1種類	1.2㎡	1.2m （屋内）	0.2㎡ （200Lドラム缶×1個）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（いずれも廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。） 以上3種類	1.2㎡	1.6m （屋内）	0.9㎡ （蛍光灯保存箱0.06㎡×5個、0.11㎡×5個）

（以下余白）